東北学院大学ＧＰＡに関する取扱い要項

平成 28 年 1 月 20 日制定第 1 号

改正　平成 31 年 2 月 8 日改正第 20 号
令和 4 年 3 月 15 日改正第 32 号
令和 6 年 2 月 29 日改正第 45 号

（趣旨）

第１条　この要項は、東北学院大学（以下「本学」という。）が、東北学院大学試験施行細則第８条第２項に定める成績評価方法（以下「100 点満点による評価」という。）と併せて成績評価に使用するグレードポイント（以下「ＧＰ」という。）及びその平均（以下「ＧＰＡ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要項において、「ＧＰ」とは、各授業科目の 100 点満点による評価に対応して設定された、S、A、B、C、D 及び H の各グレードに付与される 4 から 0 までの評点をいい、「ＧＰＡ」とは履修登録し評価を受けた授業科目のＧＰから算出された 1 単位当たりの平均値をいう。

（対象授業科目）

第３条　ＧＰＡ算出の対象授業科目は、本学卒業要件科目とする。ただし、100 点満点による評価がなされない授業科目はその対象としない。

（グレード及びＧＰ）

第４条　各授業科目の 100 点満点による評価とグレードの関係及び各グレードに付与されるＧＰは次のとおりとする。

(1)　S（90 点～ 100 点）ＧＰ =4
(2)　A（80 点～ 89 点）ＧＰ =3
(3)　B（70 点～ 79 点）ＧＰ =2
(4)　C（60 点～ 69 点）ＧＰ =1
(5)　D（0 点～ 59 点）ＧＰ =0
(6)　H（試験放棄・履修放棄）ＧＰ =0

（ＧＰＡの種類と算出方法）

第５条　ＧＰＡの算出は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第３位を四捨五入し小数点第２位までの数値を表記する。

(1) 学期ＧＰＡの計算式

$$\frac{\text{（当該学期に評価を受けた科目のＧＰ×その科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(2) 年間ＧＰＡの計算式

$$\frac{\text{（当該年度に評価を受けた科目のＧＰ×その科目の単位数）の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(3) 累積ＧＰＡの計算式

$$\frac{\text{（過去に評価を受けた科目のＧＰ×その科目の単位数）の合計}}{\text{過去に評価を受けた科目の総単位数}}$$

（履修辞退科目の取扱い）

第６条　履修登録科目の辞退申請をした科目は、履修を放棄した科目とはせず、ＧＰＡ算出の対象科目としない。

２　履修登録科目の辞退申請期間は、別に定める。

3　履修登録科目の辞退申請期間に辞退した科目の単位数はＧＰＡ算出には含めないが、履修登録上限単位数に含める。

（ＧＰＡの通知及び表記）

第７条　ＧＰＡの学生への通知は、成績通知書、履修成績通知書及び履修登録科目確認通知書に当該学期ＧＰＡ、年間ＧＰＡ及び累積ＧＰＡを表記することによって行う。

2　学業成績証明書には、累積ＧＰＡを表記する。

（学修指導）

第８条　各学部学科は、ＧＰＡに基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。

2　各学部学科は、学期ＧＰＡが学科におけるＧＰＡ分布の下位 25% に含まれ、かつ、2.0 未満の学生には、特別の学修指導を行わなければならない。

（退学勧告）

第９条　各学部学科は、各学部学科が定める手続に基づき、年間ＧＰＡが 1.0 未満の学生には退学を勧告することができる。

（準用）

第 10 条　第２条から第５条まで及び第７条の規定は、2024 年度以降に本学大学院へ入学した者について準用する。

（事務）

第 11 条　この要項に関する事務は、学務部教務課において処理する。

（改廃）

第 12 条　この要項の改廃は、教務委員会、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附　則

この要項は、平成 28（2016）年１月 20 日から施行し、平成 27（2015）年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年２月８日改正第 20 号）

この要項は、2019（平成 31）年２月８日から施行する。

附　則（令和４年３月 15 日改正第 32 号）

この要項は、2022 年３月 15 日から施行し、2021 年 10 月１日から適用する。

附　則（令和６年２月 29 日改正第 45 号）

この要項は、2024 年４月１日から施行する。